

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 57,788千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費 593,447千円

(単位：千円)

事業区分名		令和3年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	414,678	27,256	387,422	255,580		5,045	126,797	12,367
	老人費	295,603	40	295,563	24,201		11,557	259,805	25,311
	児童福祉費	283,561	23,353	260,208	188,653		99	71,456	6,935
保健衛生	保健衛生費	261,321	50,401	210,920	75,346		185	135,389	13,176
合計		1,255,163	101,050	1,154,113	543,780	0	16,886	593,447	57,788

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分